

お知らせ

「令和 8 年熊本地震お被害者に係る建築確認申請料の免除」のお知らせ

令和 8 年熊本地震で被災されました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

日本建築検査協会株式会社では、令和 8 年熊本地震への復興支援として耐震性や耐久性に優れた高品質の住宅を建設される方を支援させて頂くために、建築確認申請手数料の免除を実施することにしましたのでお知らせいたします。

【対象となる建築物】

1. 新築にかかる確認を申請する(構造計算適合判定を必要としないもの)、建設地が熊本県内である一戸建ての住宅で、次のいずれかに該当するもの。
 - 1) 階数が 2 以下、かつ延べ床面積が 200 m²を超えない建築物
 - 2) 型式認定を取得した建築物
 - 3) 建築基準法施行規則第 1 条の 3 の認定を取得し図書の省略をする建築物
2. 住宅性能評価又は長期使用構造等であることの確認の申請がされるもの
3. 尚、1 及び 2 を満たす建築物で、省エネ基準適合性判定の申請が併願される場合は、その申請手数料も免除します。

【その他の情報】

1 対象者；

令和 8 年熊本地震により住宅が滅失又は損壊し、一戸建ての住宅を熊本県内に新築する個人建築主様

2 免除となる申請手数料；

確認(計画変更含む)および省エネ適判※(計画変更、軽微変更該当証明含む)申請手数料を全額免除いたします。(中間検査及び完了検査の申請手数料は対象外)

3 通常の申請書類の他に必要な書類；

令和 8 年熊本地震により、市町村等が発行する「罹災証明書」又は「その他免除の事由に該当することを証明する書面」の写し

※確認(計画変更含む)の申請時にあわせて提出いただく必要があります。

4 申請受付相談窓口；日本建築検査協会の各支店窓口 (<https://jcia.co.jp/sitemap/>)

5 実施期間；2026 年 9 月 1 日～2027 年 2 月 28 日までに申請されたもの